

◆ 商品概要説明書 ◆

ドイツ復興金融公庫 2020年1月27日満期 円建 早期償還条項付 ノックイン型225連動 デジタル・クーポン債券 (満期償還額225連動型)

(ドイツ復興金融公庫法に基づくドイツ連邦共和国保証)

【本商品の特微】

当初約 3ヵ月間は年率 3.70%の利息が支払われます。(本商品は年4回払いです。)それ以降は、日経平均株価の水準により年率 3.70%または0.10%の利息が支払われます。

早期償還判定日の日経平均株価があらかじめ定められた日経平均株価以上であった場合、対応する利払日に額面金額にて早期償還されます。

観察期間中にノックイン事由が発生しなかった場合、本商品は額面金額にて償還されます。観察期間中にノックイン事由が発生した場合、あらかじめ定められた日経平均株価からの下落率に応じて満期償還額が決定されるため、償還額が額面金額を割り込む可能性があります。

【発行条件の概要】

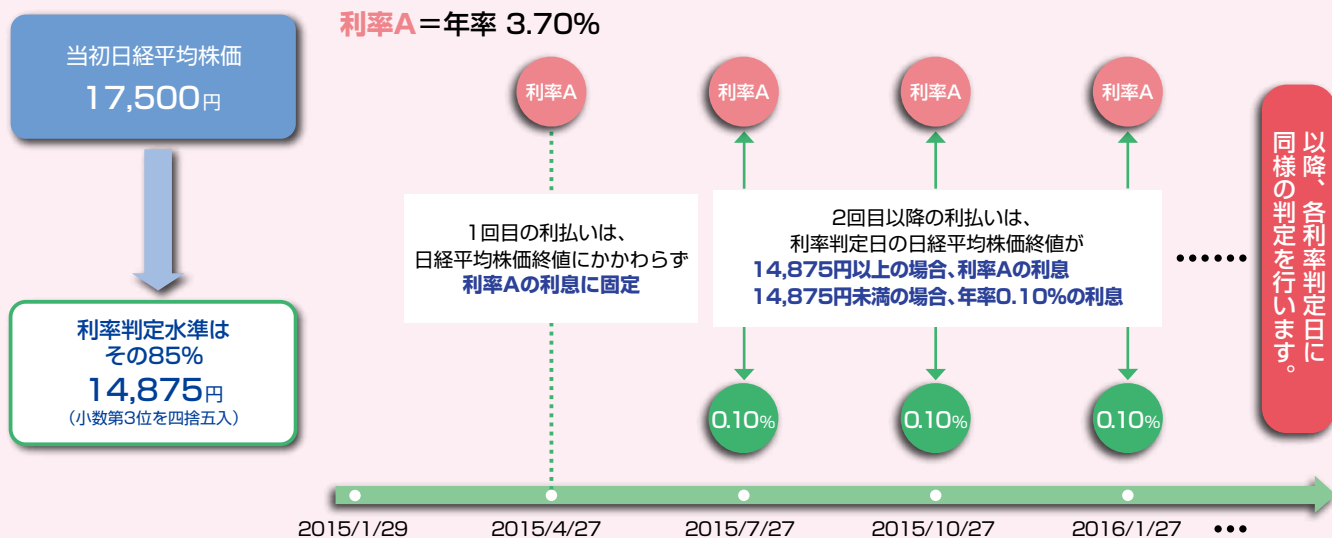
発 行 者	ドイツ復興金融公庫(ドイツ復興金融公庫法に基づくドイツ連邦共和国保証) 発行者の長期債務についての格付け S&P:AAA ムーディーズ:Aaa フィッチ:AAA ※上記格付けは、個別の債券に対する格付けではありません。また、本債券には個別の格付けは付与されません。発行者の長期債務についての格付けは、将来変更される場合があります。なお、S&P、ムーディーズ、フィッチの上記格付けは、無登録格付業者が付与した格付けです。無登録格付に関しては、目論見書記載の「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。 〈2014年12月22日現在〉		
利 率	当初 約 3ヵ月間:年率 3.70% それ以降:利率判定日の株価水準により下記のとおりとなります。 利率判定日の日経平均株価終値が利率判定水準以上の場合 → 年率 3.70% 利率判定日の日経平均株価終値が利率判定水準未満の場合 → 年率 0.10% ※初回利払日は2015年4月27日(89日分の利息金額)となります。 ※2回目以降の利払日については、90日分の利息金額となります。		
利 率 判 定 日	2015年7月27日(を含む)以降の各利払日の10予定取引所営業日前の日		
利 率 判 定 水 準	2015年1月29日の日経平均株価終値(当初日経平均株価)の85%(小数第3位を四捨五入)		
利 払 日	1月・4月・7月・10月の各27日(年4回払い)		
償 還 期 限	2020年1月27日(期間 約 5年) ※ただし、下記早期償還条項が満たされた場合には額面金額にて早期償還されます。		
早 期 償 還 条 項	各早期償還判定日の日経平均株価終値がトリガー判定水準以上の場合には、直後の利払日に利息とともに額面金額にて償還されます。		
早 期 償 還 判 定 日	2015年4月27日(を含む)以降の各利払日の10予定取引所営業日前の日 ※ただし、満期償還日を除きます。		
ト リ ガ ー 判 定 水 準	2015年4月(約 3ヵ月後)は当初日経平均株価の110%。以降、1年後から毎年5.00%ずつ通減し、最終(2019年1月から2019年10月)は当初日経平均株価の90%。(小数第3位を四捨五入)		
償 還 価 額	早期償還の場合… 額面金額の100% 満期償還の場合… ①観察期間中の日経平均株価終値が、一度もノックイン判定水準以下とならなかった場合、額面金額の100% ②観察期間中の日経平均株価終値が、一度でもノックイン判定水準以下となった場合(ノックイン事由の発生) 額面金額×最終日経平均株価/当初日経平均株価 ※ただし、額面金額の100%を超えることはありません。		
ノックイン判定水準	当初日経平均株価の65%(小数第3位を四捨五入)		
観 察 期 間	2015年1月30日から満期償還額計算日まで		
最 終 日 経 平 均 株 価	満期償還額計算日の日経平均株価終値		
満 期 償 還 額 計 算 日	満期償還日(2020年1月27日)の10予定取引所営業日前の日		
売 出 価 格	額面金額の100%	お 申 込 単 位	額面500万円以上100万円単位
お 申 込 期 間	2015年1月21日(水)～2015年1月28日(水)	受 渡 期 日	2015年1月29日(木)

※本商品の判定日等は市場混乱事由の発生等により変更される場合があります。目論見書にてご確認ください。

■販売額に限りがございますので、売り切れの際はご容赦ください。

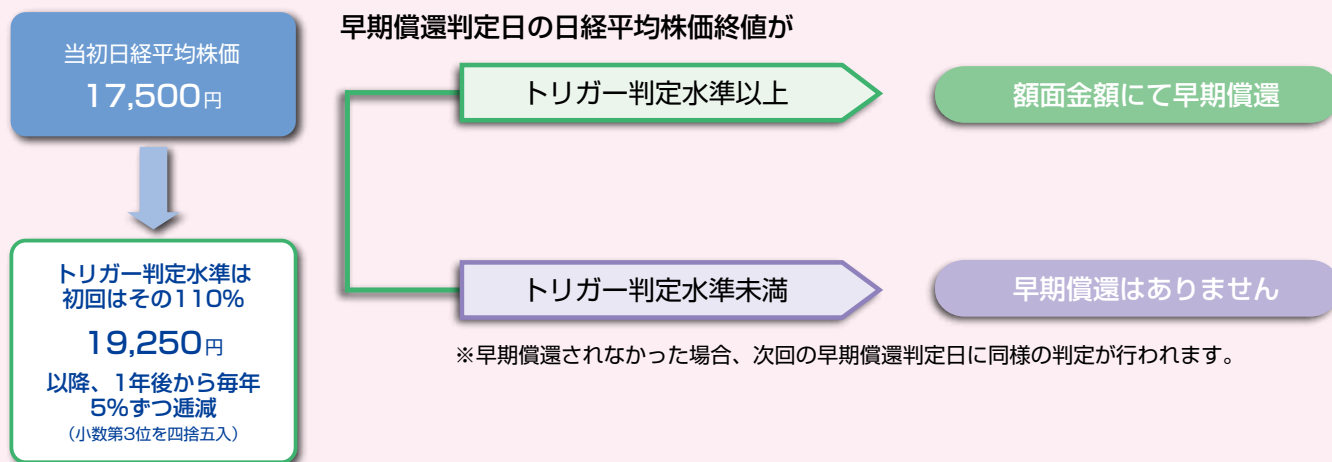
利率決定の仕組み

当初日経平均株価が17,500円の場合の例



早期償還の仕組み

当初日経平均株価が17,500円の場合の例



利払日	トリガー判定水準
2015年4月27日～2015年10月27日	当初日経平均株価 × 110% (19,250円)
2016年1月27日～2016年10月27日	当初日経平均株価 × 105% (18,375円)
2017年1月27日～2017年10月27日	当初日経平均株価 × 100% (17,500円)
2018年1月27日～2018年10月27日	当初日経平均株価 × 95% (16,625円)
2019年1月27日～2019年10月27日	当初日経平均株価 × 90% (15,750円)

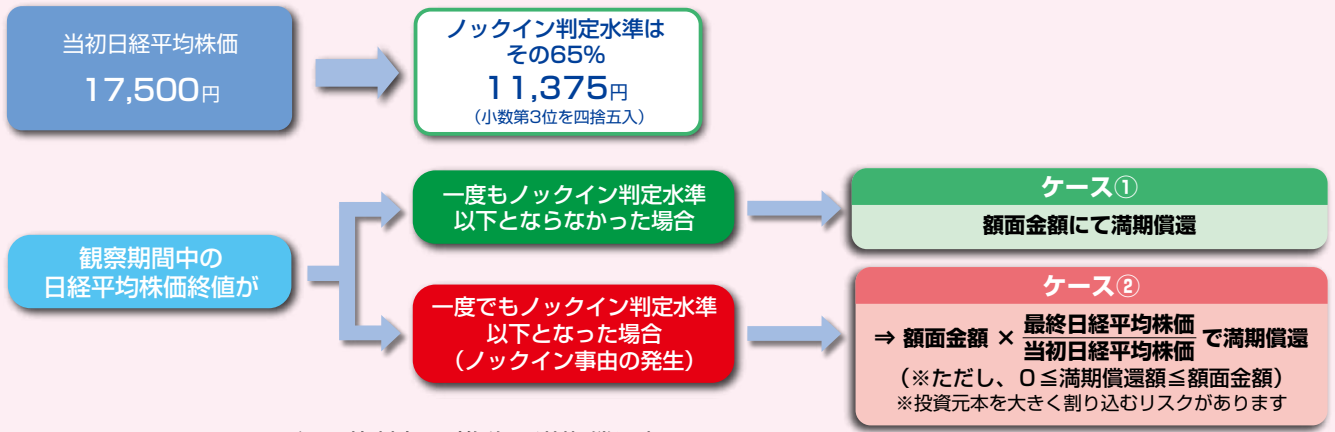
※早期償還判定日は各利払日の10予定取引所営業日前の日となります。

※利払日が営業日でない場合は、翌営業日が利払日となります

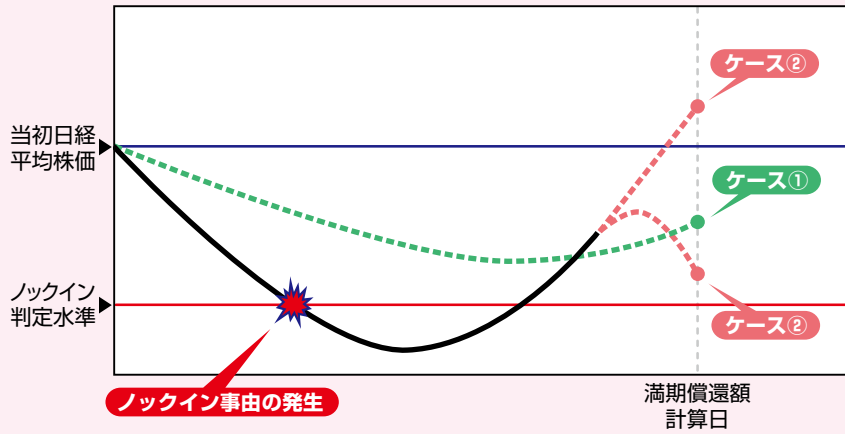
※上記の利率決定の仕組み、早期償還の仕組みの各条件は参考例として示したものであり、実際に取引を行う債券の条件とは異なります。

満期償還時の仕組み

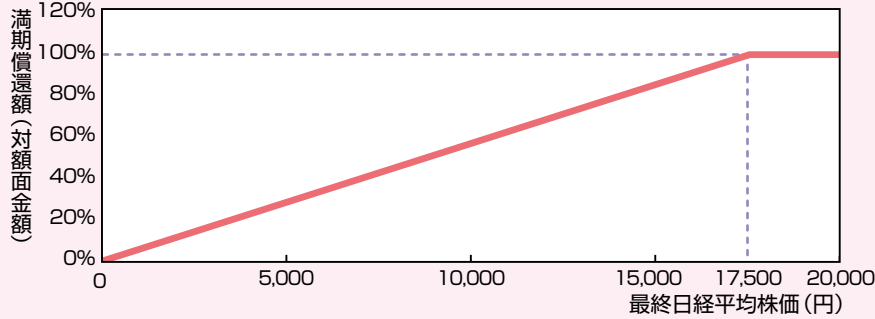
当初日経平均株価が17,500円の場合の例



日経平均株価の推移と満期償還額



ノックイン事由が発生した場合の満期償還時のイメージ図



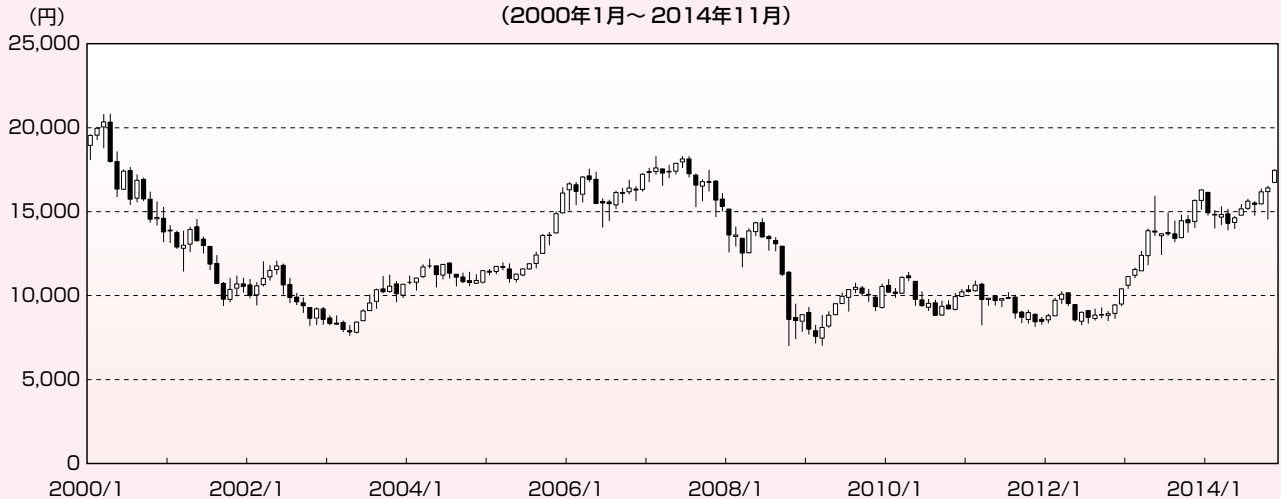
※観察期間中に日経平均株価終値が一度でも11,375円以下となった場合、額面金額を割り込む可能性があります。

※満期償還額が、額面金額の100%を超えることはありません。

※上記の満期償還時の仕組みの条件は、参考例として示したものであり、実際に取引を行う債券の条件とは異なります。

日経平均株価の推移(月足、日々終値ベース)

(2000年1月～2014年11月)



出所：ブルームバーグのデータよりみずほ証券作成

過去の市場データに基づく想定損失額について

本シミュレーションは、前記「発行条件の概要」に記載された債券について、以下の試算の前提条件に基づいた想定損失額について示したものです。

〈試算の前提条件〉

当初日経平均株価	17,500円(2015年1月29日の日経平均株価終値を左記と仮定)
利率	当初 約 3ヵ月間：年率 3.50% それ以降：利率判定日の株価水準により下記のとおりとなります。 利率判定日の日経平均株価終値が利率判定水準以上の場合 → 年率 3.50% 利率判定日の日経平均株価終値が利率判定水準未満の場合 → 年率 0.10%

※上記試算の前提条件は、参考例として示したものであり、実際に取引を行う債券の条件とは異なります。

【表1】2000年1月1日から2014年12月19日までの期間における各金融指標の最大値および最小値

出所：ブルームバーグのデータよりみずほ証券作成

金融指標	最大値	日付	最小値	日付	期中価格に悪影響を与える 下落率または上昇幅	
					下落率	上昇幅
日経平均株価	20,833.21円	2000/4/12	7,054.98円	2009/3/10	▲66.14%	
日経平均株価の変動率	47.27%	2009/1/30	12.95%	2005/9/8		+34.32%
円金利	1.77%	2008/6/13	0.18%	2003/6/10		+1.59%

◎下落率は最大値から最小値への下落率。上昇幅は最小値から最大値への上昇幅。

◎日経平均株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ)：日経平均株価の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。

◎円金利：期間5年の円金利スワップレート

※日経平均株価の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ)は、ある期間の日経平均株価の変動の度合いを表します。

日経平均株価に連動した満期償還額の支払いについて

前記「発行条件の概要」に記載された債券は、早期償還せず、観察期間中の日経平均株価終値が一度でもロックイン判定水準以下となった(ロックイン事由の発生)場合、満期償還額が日経平均株価に連動して決まります。

満期償還時の想定損失額について

ロックイン事由が発生し、満期償還額計算日の日経平均株価終値(最終日経平均株価)が当初日経平均株価を下回っている場合、満期償還額は投資元本を下回ることとなります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

【表2】は、前記の試算の前提条件に基づき、観察期間中にロックイン事由が発生した場合の最終日経平均株価と満期償還額、損失額の関係を示しています。

【表1】の過去の市場データにおける日経平均株価の下落率は▲66.14%でした。満期償還額計算日に、日経平均株価の下落を同率と想定した場合、償還時に額面100万円当たり661,400円の損失がお客さまに発生します。なお、満期償還額計算日に日経平均株価が▲66.14%を超えて下落した場合にはお客さまの損失がさらに拡大する可能性があります。

【表2】ロックイン事由が発生した場合の最終日経平均株価と満期償還額、損失額の関係

最終日経平均株価	満期償還額	損失率	損失額
当初日経平均株価×100.00%	1,000,000円	0.00%	0円
当初日経平均株価×75.00%	750,000円	▲25.00%	▲250,000円
当初日経平均株価×50.00%	500,000円	▲50.00%	▲500,000円
当初日経平均株価×33.86%	338,600円	▲66.14%	▲661,400円
当初日経平均株価×25.00%	250,000円	▲75.00%	▲750,000円
当初日経平均株価×0.00%	0円	▲100.00%	▲1,000,000円

流動性リスクについて

(本商品に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討ください)

本商品を含む仕組債の流通市場は確立されていないため、お客さまが売却を希望される際に換金できるとは限りません。また、中途売却時には多額の損失を被るリスクがあります。

中途売却時の想定損失額について

【表3】の想定損失額(試算額)は、【表1】の過去の市場データを用いて、最悪シナリオ(【表1】のとおり、各金融指標が期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合)を想定した想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものです。ただし、発行者(保証者を含む)の信用リスクや債券の流動性等を考慮して算出したものではなく、実際の売却価格とは異なります。実際の中途売却に際し、各金融指標が【表1】よりも大きく変動した場合、損失はさらに拡大する可能性があります。

【表3】各金融指標が下表のとおり変動した場合の想定損失額(試算額)

(額面100万円当たり、当初日経平均株価を17,500円と仮定)

金融指標	金融指標の動き	下落率または上昇幅	想定売却価格	想定損失率	想定損失額(試算額)
日経平均株価	下落	▲66.14%	31.88円	▲68.12%	▲681,200円
日経平均株価の予想変動率	上昇	+34.32%			
円金利	上昇	+1.59%			

※本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは数値結果が異なります。
※本シミュレーションは、2014年12月22日(試算日)の市場環境にて計算しています。
※試算日における想定損失額であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額(試算額)とは異なります。
※各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

当社においてお買い付けいただきました外国債券の価格情報につきましては、当社の店頭窓口にお問い合わせください。

本商品に関するその他のリスクとご確認いただきたい事項について

下記リスクについての記載は主に想定されるリスクを記載しており、目論見書上のリスクに関する表記とは異なります。リスクについては目論見書にてご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

利率変動リスク

本商品の利率は、当初の約3ヵ月間については固定利率が適用されます。それ以降の各利払日については、あらかじめ定められた条件に従い、日経平均株価の水準により適用される利率が決まります。

信用リスク

発行者(保証者を含む)の財務・経営状況の変化等によって、本商品の元利金支払いの不履行・遅延(デフォルト)が発生し、投資元本を割り込むリスクがあります。

早期償還リスク

本商品は、あらかじめ定められた条件に従い額面金額で早期償還となる場合があります。その際、以後の運用において本商品が早期償還されない場合に得られる利息と同等の運用成果を得られない可能性があります。

本商品の購入がお客さまにとって過大な投資とならないことの確認について

本取引により想定される損失額(中途売却した場合の売却額(試算額)を含む。)をふまえ、お客さまが許容できる損失額およびお客さまの資産の状況への影響に照らして、取引できる契約内容であることをご確認ください。

想定損失額(満期償還時および中途売却時)、本商品に関して想定される主なリスク等についてご覧いただき、ご確認ください。確認書の該当箇所にチェックをしてください。

ドイツ復興金融公庫の概要

ドイツ復興金融公庫(以下「Kf W」といいます。)は、ドイツ復興金融公庫法(以下「Kf W法」といいます。)に基づき、ドイツ連邦共和国(以下「連邦共和国」といいます。)の連邦政府の国内・国際公共政策目標を遂行する無期限の公法機関として設立されました。

連邦共和国はKf Wの引受済資本の80%を所有し、ドイツ連邦諸州が残りの20%を所有しています。Kf W法は、Kf Wの借入金、発行債券および手形ならびにデリバティブ取引に関するKf Wのすべての既存債務および将来債務、ならびにKf Wが明示的に保証を与えている第三者の債務を連邦共和国が保証することを明示的に規定しています(Kf W法第1a条)。

※上記文章は、発行者が2014年6月30日に提出した有価証券報告書をもとにみずほ証券作成

手数料等諸費用について

- 本商品を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外国証券取引口座管理料は無料です。

本商品にご投資するにあたってのご留意点

- 外国証券取引口座を開設されていない場合は、外国証券取引口座の開設が必要となります。

- 「日経平均株価」に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は(株)日本経済新聞社に帰属します。
- (株)日本経済新聞社は、日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、その誤謬、遅延または中断に関して責任を負いません。
- (株)日本経済新聞社は、本商品を保証するものではなく、また、本商品について一切の責任を負うものではありません。

外国債券のお取引について

外国債券のお取引はお客さまと当社とが相対(あいたい)で取引を行う「店頭取引」により行われます。その取引価格はお客さまと証券会社との相対取引のため、証券会社によって異なります。また、その取引価格には取引の実行に必要なコストが含まれているため別途の手数料は必要ありません。お取引の受渡日が利払日以外の場合は経過利息の受け払いが必要となります。

外国債券の参考情報について

格付情報の入手／格付けとは債券の発行者が元本や利息を予定通り支払えるか否かの「信用度」を第三者である格付会社が評価し記号で表したものです。AAAやAaa(トリプルA)、BBやBa等の記号で表されます。格付けは発行者の信用度の変化等により変更される可能性があり、一般的には格付変更により市場での価値もそれに応じて変動します。なお、格付会社の付した格付けにつきましては各社のホームページ等でご確認いただける他、当社にてご購入いただいた債券の格付けにつきましては、当社の店頭窓口においてもご確認いただけます。

本商品の税法上の取り扱いについて

現行の税法上は、本商品のように利金・償還金の変動リスクが内包された債券に関する明確な規定はありませんが、一般的に通常の債券と同様の税制が適用されると解されています。したがって右記税金に関する記載は、現行法における一般的な債券に係るものであり、将来税法等が改定された場合等においては異なる場合があります。

平成28年1月1日より金融所得課税の一体化の拡充(公社債(一部を除く。)の利子、譲渡益および償還益の課税方式が申告分離課税となり、公社債の利子、譲渡損益および償還損益について、公募公社債投資信託の

収益分配金、譲渡損益および償還損益ならびに上場株式等の配当等および譲渡損益との損益通算が可能となる)等の実施が予定されています。また、将来、さらに税制が変更される可能性があります。

■利息に対する税金

……………個人のお客さまの場合、源泉分離課税の対象となります。

■償還差益に対する税金(償還差益が発生した場合)

……………雑所得として総合課税の対象となります。

本資料は、ドイツ復興金融公庫発行の円建 早期償還条項付 ノックイン型225連動 デジタル・クーポン債券(満期償還額225連動型)について出来る限り平易に説明したのですが、目論見書記載事項のすべてを網羅したものではありません。ご投資を検討される際には、必ず目論見書をご覧ください。また、本資料における判定に係る日付等は市場混乱事由等の発生によって変更される可能性があります。当該規定につきましては目論見書にてご確認ください。なお、諸般の事情により本商品の売出しを中止することがあります。あらかじめご了承ください。

ご本人確認のお願い ● 法令により、ご本人確認のための公的書類等の提示をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

仕組債の取引に係るご注意

- **本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。**

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 当社によるご説明や、**本仕組債の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。**

- お取引内容および商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注) 機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならぬこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス

■格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：
スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：
スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第5号)

■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

■信用格付の前提、意義及び限界について

スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス(以下「レーティングズ・サービス」)の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

レーティングズ・サービスは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、レーティングズ・サービスは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成26年2月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

■格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：
ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(<http://www.moodys.co.jp>))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

■信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成26年2月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

フィッチ・レーティングス

■格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：
フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。)
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第7号)

■信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.fitchratings.co.jp>)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

■信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成26年2月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。